

岡崎市省エネ家電製品設置費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市省エネ家電製品設置費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、一定以上の省エネルギー性能を有する家庭用電化製品に買い替えた者に対して、その経費の一部を補助することにより、電気料金高騰の影響緩和並びに環境に関する行動変容及び意識改革を図るとともに、気候変動の緩和及び市内経済の活性化に寄与することを目的とする。

(省エネ家電製品の種類)

第3条 補助金交付の対象となる家庭用電化製品（以下「省エネ家電製品」という。）の種類は次の各号に掲げるものとする。

(1) エアコンディショナー

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きかつ壁掛け形のもので次のいずれかに掲げるもの

ア エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「国告示」という。）1-3(1)の規定による多段階評価点が1.0以上のもの

イ 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度：2010年度）が100%以上であるもの

(2) 電気冷蔵庫

日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度：2021年度）が100%以上であるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、自らが居住する市内にある住宅の既存のエアコンディショナー又は電気冷蔵庫を、同種類の省エネ家電製品に買い替え、居住する

住宅に設置した者。なお、設置する住宅が自らの所有でない場合は、住宅の所有者から設置の同意が得られている者であること。

- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 本事業と補助対象が重複する国その他地方公共団体の補助金等が交付されていない者

(補助事業機器の要件)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条第1号の買替え後の省エネ家電製品（以下「補助対象機器」という。）について、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 新品（未使用品）であること
- (2) 既存機器の買替えのために自ら購入し、及び設置したものであること（リース及びレンタルを除く。）
- (3) 製造事業者による製品保証があること
- (4) 令和4年11月9日から令和5年2月28日までに、岡崎市内において購入し、及び設置されたものであること
- (5) その購入及び設置に要した費用（税込金額）の合計金額が1台当たり4万円以上であること

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象機器の購入及び設置に要した費用（税込金額）とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに送料とする。ただし、家電販売店のポイント等を使用した場合は、ポイント値引き後の金額とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、次の各号に定める額のうち、いずれか低い方とする。

- (1) 基本額

ア エアコンディショナー

- (ア) 国告示1-3(1)の規定による多段階評価点が1.0以上のもの

補助対象機器に係る多段階評価点に1万円を乗じた額に、1万円を加えたうえで1万円未満の端数金額を切り捨てた額。ただし、算出された額が5万円を超える場合は、5万円とする。

- (イ) 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度：2010年度）が100%以上であるもの（(ア)に該当するものを除く。）

補助対象機器に係るエネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他

その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示（令和4年経済産業省告示第162号）附則ただし書の規定によりなお従前の例によることとされた同告示による改正前の国告示1－3の規定による多段階評価の星の数に1万円を乗じたうえで、1万円未満の端数金額を切り捨てた額

イ 電気冷蔵庫

補助対象機器に係る国告示7－3(1)の規定による多段階評価点に1万円を乗じたうえで、1万円未満の端数金額を切り捨てた額

(2) 上限額

補助対象経費の25%相当額を算出したうえで、1千円未満を切り捨てた額

（補助金の交付申請及び実績報告）

第8条 申請者は、令和5年2月28日までに、岡崎市省エネ家電製品設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシート（以下「領収書等」という。）の写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの。

ア 購入日

イ 購入店名（市内販売店名）

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用

(2) 製造事業者が発行した補助対象機器に係る保証書の写し（型番、製造番号が記載されているもの）

(3) 設置場所がわかる書類の写し（補助対象機器の納入日又は設置日、納品先住所が記載されているもの等）

(4) 買替え前の機器に係る廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

(5) 市税の完納が証明されている納税証明書（提出の日の前日を起点として2か月以内に発行されたものに限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する提出は、郵送又は窓口への持参によるものとする。

3 交付申請及び実績報告の受付は、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、その日に窓口へ提出されたもの及び郵送による到達の日がその日であるものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行った後、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付申請を適当と認めるときは、岡崎市省エネ家電製品設置費補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

4 市長は、補助金の交付が不適当と認めたときは、岡崎市省エネ家電製品設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)を申請者に送付するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた申請者(以下「交付決定を受けた者」という。)は、速やかに、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助事業の取下げ)

第11条 申請者又は交付決定を受けた者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、岡崎市省エネ家電製品設置費補助金交付申請取下書(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

第12条 交付決定を受けた者が、補助対象機器の取得財産処分制限期間内に当該補助対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ岡崎市省エネ家電製品設置費補助事業財産処分承認申請書(様式第6号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 補助対象機器の取得財産処分制限期間は6年とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

(1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象機器を処分するとき

(2) 初期不良又は故障により補助対象機器を買い替え、又は処分するとき

(3) その他市長が認めたとき

3 市長は、第1項の規定により財産処分の承認申請を適当と認めるときは、岡崎市省エネ家電製品設置費補助事業財産処分承認通知書(様式第7号)を交付決定を受けた者に送付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条又は第5条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた補助対象機器を第三者に転売し、又は譲渡する等、本来の目的以外に対象機器を使用したとき。ただし、補助対象機器の設置日から起算して取得財産処分を制限する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (4) 第11条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、岡崎市省エネ家電製品設置費補助金取消決定通知書（第8号）により、その旨を交付決定を受けた者に通知するものとする。

(状況調査)

第14条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、申請者又は交付決定を受けた者に対して、調査等の協力を求めることができる。

2 申請者又は交付決定を受けた者は、市長が前項の協力を求めた場合は、これに協力しなければならない。

(地位の承継)

第15条 申請者又は交付決定を受けた者について、第12条第2項に定める取得財産処分制限期間内に相続があったときは、相続人は、その地位を承継するものとし、その承継者は、速やかに、岡崎市省エネ家電製品設置費補助事業地位承継届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月9日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合には、当分の間使用することができる。